

学校法人西日本短期大学
西日本短期大学
機関別評価結果

平成 31 年 3 月 8 日
一般財団法人短期大学基準協会

西日本短期大学の概要

設置者	学校法人 西日本短期大学
理事長	溝口 虎彦
学 長	溝口 虎彦
A L O	横溝 秀樹
開設年月日	昭和 32 年 4 月 1 日
所在地	福岡県福岡市中央区福浜 1-3-1

<平成 30 年 5 月 1 日現在>

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
ビジネス法学科		70
緑地環境学科		70
社会福祉学科		60
保育学科		100
健康スポーツコミュニケーション学科		40
メディア・プロモーション学科		40
	合計	380

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

評価結果

西日本短期大学は、平成 27 年度の評価において、「基準Ⅲ教育資源と財的資源」の一部に問題が認められたため、その改善を条件として付した上で適格と認定した。今回、この問題が改善され、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

1. 評価結果の事由

平成 27 年度の本協会の第三者評価において、当該短期大学は本協会が定める短期大学評価基準をおおむね満たしているものの、「基準Ⅲ教育資源と財的資源」の「テーマ D 財的資源」に問題が認められたため、その改善を条件として付した上で、改善状況の報告を求めることとした。

今回、平成 30 年 6 月 26 日付で当該短期大学から提出された改善報告書により、問題点が改善されていることを確認した。今後も当該短期大学が継続的に自己点検・評価を行い、教育の質保証と向上・充実に努めることを期待する。

2. 指摘事項とその改善状況

当該短期大学は、学校法人全体及び短期大学部門で 3 か年連続支出超過が続いていることから、改善計画に従い、財務の改善を図るよう指摘した。その後、学生募集対策、経費の抑制策などの計画を立て、その改善計画の履行状況の報告があった。

その結果、学校法人全体及び短期大学部門の財務の状況は、平成 29 年度においても支出超過の状態が続いているが、経常収支差額は縮小傾向にある。また、経営改善計画に基づいて入学定員の充足、人件費の抑制ならびに経費の削減に取り組み、学校法人と短期大学の財務体質改善について継続的に努力している。

以上のことから、経営改善計画が適正に策定されていると判断するが、改善状況は計画より遅れており、更なる努力が必要である。今後とも経営改善計画の履行に努め、財務体質についてより一層の改善を図ることが期待される。

学校法人西日本短期大学
西日本短期大学
機関別評価結果

平成 28 年 3 月 10 日
一般財団法人短期大学基準協会

西日本短期大学の概要

設置者	学校法人 西日本短期大学
理事長	溝口 虎彦
学 長	溝口 虎彦
A L O	赤司 博亮
開設年月日	昭和 32 年 4 月 1 日
所在地	福岡県福岡市中央区福浜 1-3-1

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
法学科		70
緑地環境学科		70
社会福祉学科		60
保育学科		100
健康スポーツコミュニケーション学科		40
メディア・プロモーション学科		40
	合計	380

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

機関別評価結果

西日本短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準をおおむね満たしていることから、平成 28 年 3 月 10 日付で適格と認める。

ただし、「基準Ⅲ 教育資源と財的資源」の「テーマ D 財的資源」に問題が認められるため、その改善を条件として付すこととする。当該指摘事項については、平成 30 年 6 月 30 日までに改善状況の報告を求め、改めて判断を行う。

機関別評価結果の事由

1. 総評

平成 26 年 6 月 16 日付で当該短期大学からの申請を受け、本協会は第三者評価を行ったところであるが、評価の結果、当該短期大学は、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて改善に努めており、本協会が定める短期大学評価基準をおおむね満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

当該短期大学は、創設者の建学の精神「宇宙精神」、「報恩感謝」に基づき「新しい時代にふさわしい幅広い視野と豊かな人間性をもった社会に貢献できる有能な若人を育成」することを教育理念として掲げている。

教育目的・目標は、建学の精神・教育理念に基づき学科ごとに設けられ、学科特有の専門的能力を生かし、社会的ニーズに対応しうる人材の育成を目指していることを明確に示している。学習成果は、建学の精神と教育理念に基づく各学科の教育目的・目標に示されている。学習成果の測定は、GPA 方式を含め、多用な方法による学生の成績評価を各学科で行い、組織的な測定としては、在学生や卒業生を対象にした調査、雇用者を対象にした調査、外部評価など様々な調査を実施している。

教育の質を保証するために、短期大学設置基準をはじめとする関係法令を適宜確認し、法令順守に努めている。

自己点検・評価活動については、自己点検・評価規程に定められた 16 項目の評価項目に準じて点検・評価を行い、報告書は定期的になされている。自己点検・評価の成果は、シラバスの改善、PDCA サイクルによる学習成果の査定に関する点検等、多岐にわたって活用されている。

学位授与の方針は、学則に規定され学生便覧で周知されている。学位授与の方針の点検は、学科会議、教授会等で定期的になされている。教育課程は、学位授与の方針に対応した教育課程編成・実施の方針に基づき、基礎科目と専門科目により体系的に構成されている。シラバスには必要な項目が明示され、学習成果の評価は各学科の成績評価基準に基づいて行われている。教育課程の見直しも教育課程の編成時になされている。入学者受け入れの方針は大学案内パンフレット、学生募集要項、ウェブサイト等に掲載されている。入学者選抜では、入学者受け入れの方針との合致を確認するために、一般入試を含む全ての

選抜試験で面接を課している。卒業生の就職先に対するアンケートを実施し、卒業生の現状把握に努めるとともに、授業改善、学生指導につなげている。

学習支援として、学習方法や授業科目選択のための指導やガイダンスなどを行い、オフィスアワー・ゼミ・クラス制度を通して、学習上の悩みなどに対する指導助言を行っている。基礎学力が不足する学生や、進度の速い学生・優秀な学生に対する支援は、各学科の実情に応じて実施されている。

学生生活は学生部及び学務課学生係が中心に支援を行っている。学生の健康管理、メンタルヘルスケアには保健室や学生相談室が設置されている。また、留学生への学習・生活支援や、奨学金、特待生制度、社会人学生に対する学費減免制度等による経済的支援を行っている。障がい者の受け入れのための施設設備も整備されている。進路支援は、進路指導部と進路指導事務部が連携を取りつつ、学生の要望に応じて組織的な支援がなされている。

教員組織は短期大学設置基準を充足し、適切に編成されている。研究成果は「総合学術研究論集」で発表されている。FD活動として、授業公開の実施、FD勉強会の継続的実施のほか、全授業で「学生による授業改善アンケート」を実施し、教育の質の改善に取り組んでいる。

事務組織は責任体制が明確であり、必要な関係諸規程を整備している。SD推進委員会規程に基づき研修を開催し、職員のスキル向上、事務組織の活性化を図っている。

校地・校舎面積は短期大学設置基準を満たしている。6学科に必要な施設設備を設け、パソコン教室も充実している。施設設備は規程に基づき、維持管理を行っている。情報機器を利用した授業の展開にあわせ、機器・備品を整備し、有線LANの増強や無線LANの整備を進めている。パソコン教室は授業や就職指導で利用するほか、学生の自学自習等の目的で自由に利用することができる。

学校法人の財務体質は厳しい状況にあり、経営改善計画に従い、財務の改善を図る必要がある。

理事長は建学の精神及び教育理念を理解し、学校法人の全ての状況に精通しつつ、適切に学校法人運営を行っている。理事会は寄附行為に基づき、学校法人の業務を決定し、理事の職務の執行と自らその監督をする責任を果たしている。学長は理事長が兼任しており、教学の最高責任者として、学校運営、教育改革を推進するため教授会を適切に運営している。

監事は、学校法人の業務及び財産の状況について監査を行い、適切に職務を遂行しており、評議員会は、理事長の諮問機関として、寄附行為に基づき運営されている。教育情報、財務情報は、ウェブサイト公表・公開されている。

2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、当該短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

(1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は当該短期大学の以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ A 建学の精神]

- 建学の精神は「宇宙精神」と「報恩感謝」であり、その精神に基づき、各学科が演習授業やボランティア活動を通して独自の地域貢献活動を行っている。学生は、活動後にその体験・成果をポートフォリオとしてまとめ、報告会で発表することにより、就職への動機付けや専門職としての意識付けを高めている。

[テーマ C 自己点検・評価]

- 学則第 1 条の 3「教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う」に基づき、自己点検・評価のための諸規程・内規を定め、組織的に取り組んでいる。特に、「学校教育における最大のサービスは授業である」という認識の下に、前期末と後期末に全授業で、「学生による授業改善アンケート」を実施し、授業改善に取り組み成果をあげている。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 一般入試も含め全ての入学者選抜試験で面接を課しており、受験者の志望動機、入学後の学業に対する熱意、将来の進路に対する展望等を確認して選抜を行っている。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ A 人的資源]

- 6 学科を有する総合短期大学のため、専任教員の専門分野も多種多様であり、事務職員の業務も多岐にわたる中で、短期大学運営を工夫し、最善の努力をしている。年 2 回、全授業科目での授業改善アンケートに基づき教員相互の授業公開を実施し、授業の改善に生かしている。

[テーマ B 物的資源]

- 6 学科に必要な講義室、演習室、実習室を設け、パソコン教室も充実している。図書館、保健室、体育館に加え、独自にトレーニングルーム、茶室等を設け、学生の諸活動を支援している。特に茶室については、建学の精神に基づき茶道を通じ人格形成を高めていくよう「茶道教育」を教育課程に取り入れるなど、当該短期大学の特色となっている。

(2) 向上・充実のための課題

本協会は以下に示す事項について、当該短期大学が改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ B 教育の効果]

- 教育の効果の検証に関し、科目担当者に委ねられている学科があり、少なくとも学科単位で定期的に点検する必要がある。また、非常勤教員が担当する科目の検証を組織的に実施することが望ましい。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 学位授与の方針は、学生便覧への記載にとどまっており、学外への表明のためウェブサイト等に掲載することが望ましい。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ D 財的資源]

- 短期大学全体の収容定員の充足状況が低いので、充足率をあげるよう努力されたい。

(3) 早急に改善を要すると判断される事項

以下に示す事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ D 財的資源]

- 学校法人全体と短期大学部門共に3か年にわたり支出超過が続いており、その額も大きくなっている。経営改善計画に従い、財務の改善を図ることが急務である。

3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

各基準の評価

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

建学の精神は「宇宙精神」と「報恩感謝」であり、その精神の下、「新しい時代にふさわしい幅広い視野と豊かな人間性をもった社会に貢献できる有能な若人を育成すること」を教育理念としている。建学の精神がエントランスホール、会議室、大講堂等に飾られているほか、中庭にモニュメントとして設置されており、教職員、学生間で建学の精神が共有できる環境を整備している。優れた取り組みの一つとして、建学の精神に基づき、各学科独自の様々な地域貢献活動を行っており、活動後、学生にその体験・成果をポートフォリオとしてまとめさせたり、報告会で発表させたりすることによって、学生の就職活動への動機付けや専門職としての意識付けを高めるという教育効果をもたらしている。さらに建学の精神に基づく教育の一つとして、「茶道教育」の取り組みを行っている。茶道における「もてなしの心」と「感謝」は、人間教育の一環、素養としての知識や技能でもあり、これを実際に体験することは、建学の精神である「宇宙精神」と「報恩感謝」にも相通じるものがある。

各学科の教育目的・目標は、建学の精神・教育理念に基づき明確に示されており、各学科とも学科特有の専門的能力を生かし、社会的ニーズに対応しうる人材の育成を目指している。学習成果については、建学の精神と教育理念に基づく各学科の教育目的・目標に示されている。学習成果の測定については、GPA方式も含み、多用な方法による学生の成績評価を各学科で行っている。組織的な学習成果の測定については、在学生や卒業生を対象にした調査、雇用者を対象にした調査、外部評価など様々な調査を実施している。また、メディア・プロモーション学科を除いた5学科においては、学科特有の資格取得が学習成果の一部として規定してあるので、それらの取得が学習の成果となり、取得率として測定可能であることから、各学科とも学習成果を量的・質的データとして測定する仕組みを持っているといえる。なお、メディア・プロモーション学科の学習成果は、学内選抜オーディション突破と規定している。

教育の質を保証するために、短期大学設置基準をはじめ、関係法令を適宜確認している。また、学生による授業改善アンケートを基に、各教員に対して授業科目の改善点を求めるFD委員会の「PDCAサイクルによる学習成果アセスメント」など、学習成果を査定するためのPDCAサイクルを有している。なお、教育の効果の検証に関し、科目担当者に委ねられている学科があり、非常勤教員が担当する科目も含め、学科単位で定期的に点検する

など、組織的な取り組みが望まれる。

自己点検・評価活動については、自己点検・評価規程に 16 項目の自己点検・評価の項目が記されており、それに準じて自己点検・評価を行っている。自己点検・評価報告書は、ほぼ定期的に作成しており、作成に当たっては自己点検・評価活動の「分科会内規」により全教職員が関与している。自己点検・評価の成果は、シラバスの改善、PDCA サイクルによる学習成果の査定に関する点検等、多岐にわたって活用されている。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

各学科の学位授与の方針は学則に規定するとともに学生便覧で周知されている。各学科の卒業要件、成績評価の基準、資格・免許状の要件等については学則に明示している。学位授与の方針の点検は、学科会議、教務部会、教授会における卒業判定のための審議等において定期的になされている。なお、学位授与の方針は学生便覧以外に、ウェブサイト等にも掲載して学外に周知することが望まれる。また、学位授与の方針への、より明確な卒業要件の記載を検討されたい。

教育課程は、学位授与の方針と整合性をもつ教育課程編成・実施の方針に基づき、基礎科目と専門科目により構成され、人間力及び現場に即した実践力を養うことを目的に、授業科目が体系的に編成されている。シラバスには必要な項目が明示され、学習成果の評価は各学科の成績評価基準に基づいて行われている。教育課程は毎年、翌年度の教育課程の編成時に学科会議、教務部会、最終的には教授会で検討・見直しが行なわれている。学生に対しては、「わかりやすい授業」ということを心掛け、科目の年次配置、選択科目の統廃合や開講時期の見直し・変更等によって、学習効果が上がるよう工夫し、対応している。また、当該短期大学においては、設置されている学科の多くが資格取得を目標・目的の一つと捉えており、そこに至る過程あるいは結果によって、教育課程の学習成果における達成・獲得の度合い等を確認している。

入学者受け入れの方針は大学案内パンフレット、学生募集要項等において明示されている。また、入学者の選抜において入学者受け入れの方針との合致の度合いを確認するために、一般入試を含む全ての入学者選抜試験で面接を課している。

卒業生が勤務する職場に対して「職場の評価に関するアンケート」を実施し、卒業生の現状把握に努めるとともに、授業改善、学生指導につなげている。

学習支援として有効に教育資源が活用されている。各学科は、全学科必修科目である「総合演習」等を通じて、学習の方法や授業科目の選択のための指導やガイダンスなどを行っている。基礎学力が不足している学生に対しては、補習授業や再試験のための指導等を行い、また、進度の速い学生や優秀な学生に対しては、各学科の実情に応じて、資格取得、コンクール・競技会等への参加を奨励し、また、履修規程に基づき内規を定めて、他学科の授業科目が履修できるよう学習上の配慮がなされている。オフィスアワー・ゼミ・クラス制度を利用して、学生の学習上の悩みなどに対し、適切な指導助言を行う体制を整備している。

学生の生活支援としては、教員組織として学生部、事務職員は学務課学生係が中心となって学生のサポートに当たっている。また学生部指導の下、学友会によるクラブ・サーク

ル活動、学園行事など、学生が主体的に参画する活動を支援する体制が整備されている。学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリング体制としては、保健室や学生相談室を設置している。留学生の学習及び生活を支援する体制、奨学金や特待生制度等による学生への経済的支援、社会人学生に対する学費減免制度も設けている。障がい者の受け入れのため、全校舎でエレベーター及び障がい者用トイレを完備し、出入口のバリアフリー化に取り組んでいる。キャンパス・アメニティに関しても、学生のニーズに対応した設備・環境となっている。

進路支援については、進路指導部と専属の事務職員を配置した進路指導事務部があり、連携を取りつつ就職、編入学、各種資格試験等、学生の要望に応じて組織的な支援がなされている。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教員組織は短期大学設置基準に定める教員数、教授数を満たしている。教員の採用・昇任は、規程に基づき適切に行っている。なお、演習、実技、実習科目の多い学科に補助教員を配置することが課題となっている。

専任教員の研究活動については、5年間の研究活動状況をまとめた「教育研究活動一覧」を公刊し、またウェブサイトで教員の情報を公開している。科学研究費補助金及び外部研究費などの申請は低調であるが、研究紀要である「総合学術研究論集」が発行され、研究成果を発表する機会は確保されている。専任教員には研究室が整備され、また、自宅研修日が確保されており、研究活動が行える状況にある。

FD活動に関する規程を定め、FD委員会を設置している。FD活動としては、授業改善アンケート、教員相互の授業公開、FD勉強会をFD委員会発足時より継続的に実施している。

事務組織は、学校法人及び短期大学に4部署があり、重要な案件については、運営協議会又は理事会に諮る運営体制が整っており、責任体制を明確にしている。事務関係諸規程は、適切に整備している。SD活動については、SD推進委員会規程に基づく研修を開催し、事務職員のスキル向上、事務組織の活性化を図っている。

人事管理においては、65歳までの再雇用制度に対応した定年退職後の再雇用規程を整備し、高齢者等の雇用の安定を図っている。

二つのキャンパスを有し、校地面積、校舎面積は、短期大学設置基準を満たしている。6学科に必要な施設設備を設け、パソコン教室も充実している。また、図書館、保健室、体育館に加え、独自にトレーニングルーム、茶室等を設けている。グラウンドは手狭であるが学外施設を利用して対応している。

施設設備は規程に基づき、財務部管財課が中心となって維持管理を行っている。防犯対策は、警備会社と機械警備委託契約を結び、全館に機械警備を設置している。火災・地震に対する防災対策は、自衛消防隊組織を編成し、定期的に点検・訓練を行っている。

情報機器を利用した授業の展開に合わせ、機器・備品を整備するとともに、有線LANの増強や無線LANの整備を進めている。パソコン教室が設置され、授業や就職指導で利用するほか、学生の自学自習等の目的でも自由に利用することができる。

学校法人全体と短期大学部門共に3か年にわたり支出超過が続いており、その額も大きくなっている。経営改善計画に従い、財務の改善を図ることが急務である。また、短期大学全体の収容定員の充足状況が低いので、充足率をあげるよう努力されたい。支出超過の原因は認識されており、当該学校法人が早急に改善すべき課題として、学生数の安定確保による帰属収入の拡大を掲げ、法学科、緑地環境学科では学生募集の新計画を策定中である。また、寄付者を学校法人に限定した「受配者指定寄付金」を計画中である。平成24年度に立ち上げられた収益事業部は、学校運営の中で財政収入の安定を目指して補完的役割を担っている。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は、建学の精神及び教育理念を理解し、学校法人の代表として業務を統理し、特色ある教育活動の展開を図って学校法人の発展に寄与するとともに、毎会計年度終了後2か月以内に、監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績を評議員会に報告して意見を求めている。理事会は、理事長が議長を務め、理事の職務の執行を監督し、学校法人運営及び短期大学運営にかかわる規程の制定・改正を行うとともに、学内外の情報を共有し、学校法人の意思決定機関として適正に機能している。

学長は、西日本短期大学学長選任規則により選考され、理事会が決定し、教授会に報告されている。学長は、短期大学の運営及び教学の最高責任者として、建学の精神に基づく教育研究を推進し、教学運営の職務を適切に遂行している。学長は、教授会規程により定例教授会を招集し、議事録も整備している。教授会は、三つの方針に対する認識を有し、教授会規程による審議事項を各種部会、委員会、学科で検討・決議した上で教授会に諮っている。

監事は、寄附行為に基づき、学校法人の業務及び財産の状況を監査している。また、その状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に理事会及び評議員会に提出している。監事2名は税理士であり、公認会計士との連携の一環として、監査方針及び監査結果について意見交換を行っている。

評議員会は、寄附行為に基づき、理事定数の2倍を超える評議員数によって構成され、理事長の諮問機関として適切に運営されている。なお、評議員数は、過去に評議員定数を満たしていない時期があったので、評議員会の適切な運営に留意されたい。

学校法人運営は、理事会を最高決議機関として、評議員会、運営協議会及び教授会等が組織的に連携し機能している。重要かつ緊急案件は、理事長の諮問機関である運営協議会に諮り、直近の理事会で決議がなされ、ガバナンスは適切に機能している。

予算は、中・長期の経営方針を反映し、学校法人全体の収入を考慮しつつ編成され、評議員会の諮問を受けて、理事会の審議決定を経て執行されている。資産及び資金の管理と運営は、規程に基づき安全を第一として管理し、寄付金も適正に管理されている。月次試算表は、経理責任者より理事長に提出され、説明されている。教育情報、財務情報は、ウェブサイト公表・公開されている。